

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、その翌日)

目次

◇告示 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課)
開発行為に関する工事の完了 (〃)

◇公告 条件付一般競争入札の実施 (農政課)

土地収用法による審理の開始 (収用委員会)
(企業局総務課)

告示

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二百三十三条の二第一項に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年七月八日

米子市錦海町一丁目、錦海町二丁目及び錦海町三丁目

鳥取県告示第五百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

事業主体	土地改良事業の名称	工事完事年月日
日野町	土地改良総合整備事業(一般) 奥渡地区 区画整理	平成六年三月三十日

鳥取県告示第五百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西尾邑次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 錦海団地地区地区計画

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市錦海町一丁目、錦海町二丁目及び錦海町三丁目

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

公 告

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・五・十三号錦海町中央線（変更前三・五・十一号祇園

团地環状線）及び三・五・十六号觀音寺循環線（変更前三・五・十四号觀音寺循環線）

二 都市計画を変更する土地の区域

三・五・十三号錦海町中央線

変更する部分

米子市錦海町二丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、祇園町二丁目及び塙田町

鳥取県告示第五百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第四〇号）附則第五項において準用する同法第三十六条第二項の規定による特例とする。

条件付一般競争入札を行うので、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成6年7月8日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

告

1 工事の名称

県営奥日野地区広域農道（大阪トンネル）工事

2 工事の場所

日野郡日南町豊栄

3 工事概要

道路トンネル本体工 L=241m 挖削工法=NATM.T法

起点側取合工	道路工	L=75m	全幅員=7.0m	車道幅員=5.5m
終点側取合工	道路工	L=143m	全幅員=7.0m	車道幅員=5.5m

4 工期

平成6年8月10日から平成8年3月15日まで

5 入札に参加する者に必要な資格

土木一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
 イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。

代表取締役 赤澤輝彦

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡鹿野町大字今市字家形屋敷、字櫻馬場ノ下及び字櫻馬場ノ上

有限会社ロータス

- ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であるものとする。
- エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する要件
- ア 県外に本店を有する者
- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものと有すること。
- (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の土木一式工事の総合数値が1,000点以上であること。
- (エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。
- (オ) 平成6年7月8日(金)から同年8月25日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止(保留)措置要綱に基づく指名の停止又は保留措置を受けていないこと。
- (カ) 平成元年度以降にN A T M I 法による内空断面積45m²以上の道路トンネル工事を元請として施工した実績があること。
- ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (キ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 主任技術者にあっては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級土木施工管理技士の資格を有する者
- ② 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者
- ③ 平成元年度以降にN A T M I 法による道路トンネル工事に従事した経験を行なう者

有する者

(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものと有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の土木一式工事の総合数値が330点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。

(オ) 平成6年7月8日(金)から同年8月25日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止(保留)措置要綱に基づく指名の停止又は保留措置を受けていないこと。

(カ) 平成元年度以降に道路工事及び舗装工事を元請として施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3第2項に規定する一級土木施工管理技士の資格を有する者

② 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者

③ 平成元年度以降にN A T M I 法による道路トンネル工事に従事した経験を行なう者

(ク) 烏取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。
(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
6 設計[及]審査の閲覧場所等
(1) 閲覧場所
日野郡日野町140-1 烏取県日野総合事務所閲覧室
(2) 閲覧日時
平成6年7月8日(金)から同年8月19日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国定の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
(3) その他
入札説明書による。
7 入札説明書の交付
この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。
(1) 交付期間
平成6年7月8日(金)から同年8月5日(金)までの日(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
(2) 交付場所
鳥取市東町一丁目220 烏取県農林水産部農政課
8 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出
この条件付一般競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により申請書及び資料を持参の上提出しなければならない。
(1) 提出期間
平成6年7月8日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び祝日)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
(2) 提出場所
鳥取市東町一丁目220 烏取県農林水産部農政課
(3) その他
提出の際には、入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒(表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(430円)の切手をはった長3号封筒)を申請書と併せて提出すること。
9 入札手続等
(1) 入札執行の日時
平成6年8月25日(木)午後2時
(2) 入札執行の場所
鳥取市東町一丁目220 烏取県庁講堂
(3) 入札の方法
郵送又は電送による入札は、認めない。
(4) 入札保証金
免除
(5) 入札の無効
この公告に示した入札資格参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(6) 入札に当たっての留意事項等
ア 入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。 ウ 入札に参加する者が1名のときは、入札を行わない。
エ 開札前に天災やその他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたときは、入札の執行を中止することがある。
オ 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。 カ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第

平成6年7月8日曜金

鳥取県公報

11号) 及び入札説明書に定めるところによること。

10 入札後の留意事項

- (1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免稅事業者の別を明記した届出書を提出すること。
- (2) 請負契約の締結については、平成6年9月定例鳥取県議会において議決を得た後、落札者に対して、その旨を通知した日をもって本契約が成立したこととする。
- (3) 請負契約の締結に当たっては、契約保証金は免除する。
- (4) 請負契約の締結に当たっては、落札者と同等以上の工事の施工能力を有する工事完成保証人を立てなければならない。
- (5) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払い及び同規則第65条第1項に規定する部分払いについては、入札説明書によるものとする。

11 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課(電話番号0859-72-0031)に對して行うこと。
- (2) 申請書及びその他の提出された書類は、返却しない。
- (3) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

鳥取県知事 西 尾 巴 次

1 工事の名称	日野川工業用渠道事業のうち送水管布設工事(9工区)		
2 工事の場所	米子市八幡及び西伯郡岸本町遠藤		
3 工事概要	本工事は、一級河川日野川の河底を泥土圧式シールド工法により横断し、内部に送水管を布設するものである。		
4 施工延長	373.45m	5 一次覆工延長	373.45m
		立坑	2基
		二次覆工延長	373.45m 仕上内径 1,500mm
6 工期	平成6年8月から平成7年3月25日まで	7 使用する主要な資機材	シールド掘進機 $\phi=2,280\text{mm}$
			セグメント $\phi=2,150\text{mm} \times 1,000\text{mm}$ 370リング
			二次覆工コンクリート 672m ³
			送水管(鍛鉄管 $\phi=450\text{mm}$) 376m
6 入札参加資格	条件付一般競争入札をするので、鳥取県営企業財務規程(昭和38年5月鳥取県企業管理制度規程第8号)第65条の3の規定によりその例によることとされている鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。		
	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。		
	(2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るもの有すること。		
	(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査に		
5	平成6年7月8日		

6

おける平成5年度の土木一式工事の総合数値が1,000点以上であること。

(4) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

(5) 平成6年7月8日(金)から同年8月11日(木)までの間のいづれの日において

(6) 平成元年度以降にシールド工事（延長500m以上）を元請として施工した実績があること。
止又は保留措置を受けていないこと。

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3

第2回に規定する一般工事類1.日生徒上の賃金を有する右監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理

技術者資格者証の交付を受けている者
平成元年度に「特にニード」重い群馬県の教職員に対する考

(8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(9) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建築業者でないこと。

設計図書の閲覧場所等

) 閱覽場所
米子市八幡町165 鳥取県企業局西四日市支所

(2) 閲覧日時

平成6年7月8日(金)から同年8月10日(水)までの日(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

国民の祝日に廻する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」といふ。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

3 入札説明書の交付

付は、次により希望者に直接配布するものとする。

- 1) 交付期間
平成 6 年 7 月 8 日（金）から同 8 月 10 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 2) 交付場所
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県企業局総務課業務係
- (1) 提出期間
平成 6 年 7 月 8 日（金）から 7 月 20 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 提出場所
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県企業局総務課業務係
- (1) 入札執行の日時
平成 6 年 8 月 11 日（木）午後 2 時
- (2) 入札執行の場所
〒680-70 鳥取市東町一丁目 271 第 28 号議室（県庁第二庁舎 7 階）
- (3) 入札の方法
郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
免 除
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

報 公 県 取 鳥

(6) 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。

11 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課（電話番号：0857-26-7444）に対して行うこと。
- (2) 申請書その他の提出された書類は、返却しない。
- (3) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成6年7月8日

鳥取県収用委員会会長 田 中 篤

- | | |
|------|-----------------------------|
| 1 期日 | 平成6年7月12日（火）午後1時30分 |
| 2 場所 | 鳥取市東町一丁目271 県民庁第二庁舎第21会議室 |
| 3 件名 | 一般国道9号改築工事（羽合道路）に係る収用裁決申請事件 |